

## 鉄道営業法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 特別の構造の許可  
手続根拠 : 鉄道営業法第1条  
普通鉄道構造規則第4条第1項  
新幹線鉄道構造規則第4条第1項  
手続対象者 : 鉄道事業者（新幹線の場合は建設主体又は営業主体）  
提出時期 : 特別の構造とするとき  
提出方法 : 申請書を作成し、管轄する地方運輸局担当課へ提出して下さい。  
手数料 : なし  
添付書類・部数 : なし  
申請書様式 : 特別構造許可申請書  
記載要領・記載例 : 提出先となる管轄する地方運輸局担当課又は、鉄道局施設課にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先：

|                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| 北海道運輸局鉄道部技術課     | 0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 3     |
| 東北運輸局鉄道部技術課      | 0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 2 8     |
| 新潟運輸局鉄道部技術第一課、二課 | 0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 7     |
| 関東運輸局鉄道部技術第一課、二課 | 0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 1 ~ 2 |
| 中部運輸局鉄道部技術第一課、二課 | 0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 2 ~ 3 |
| 近畿運輸局鉄道部技術第一課、二課 | 0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 1 ~ 2 |
| 中国運輸局鉄道部技術課      | 0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7     |
| 四運輸局鉄道部技術課       | 0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 6 1     |
| 九州運輸局鉄道部技術課      | 0 9 2 - 4 7 2 - 2 5 2 0     |

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：管轄する地方運輸局担当課又は、鉄道局施設課

### 3. 手続情報

審査基準 : 規定によることができない理由が、規定の目的及び背景に照らし合理的なものであること。規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。

標準処理期間：4月

不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）